

## 買い物途中で「不用品を買い取る」と声をかけられ、自宅まで！ 買い取り業者に対しては、複数で対応しましょう！

### 事例

母が買い物帰りに男性に「不要なものを買取ります。」と声を掛けられ「不要な物はない。」と伝えたが自宅までついて来た。自宅には孫がいて一緒に玄関先で対応し、母が切手とカメラを見せ、買い取りが成立。2,000 円を受け取り帰って行った。事業者は母が断ったにも関わらず、自宅までついてきたこの様な勧誘には、問題があると思う。情報提供する。(60 歳代男性)



### アドバイス

- 特定商取引法では、訪問買取りに関し事業者の「飛び込み勧誘」を禁止しています。しかし、事業者が勧誘のための電話をかけることは禁止されていません。
- 「不要なものを買取る」と勧誘されても、指輪等の貴金属買取りが目的の場合があります。必要がなければきっぱりと断りましょう。
- 事業者は勧誘前に会社名や勧誘の目的、買取る物品の種類を明らかにする必要がある、事前に依頼していないものを買取ることは法律で禁止されています。
- 事業者が自宅に来る時は、家族や友人に立ち会ってもらいましょう。訪問買取りは、契約書を受取ってから 8 日間はクーリング・オフ（契約解除）ができる他、この間は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 「しつこい勧誘を断りたい」など困ったときは、名寄市消費生活センターに相談してください。

### ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2 階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

